

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第19回

関与先450社なのに、税務調査省略率100%！のポイント その7

今回は、個人事業者へ 給与の支払いに際し、源泉所得税の取り扱いの源泉所得税の取り扱いは皆さんご存知かと思はますが、個人事業者へ報

給の支払いに際し、源泉所得税の取り扱いは皆さんご存知かと思はますが、個人事業者へ報

給の支払いに際し、源泉所得税の取り扱いは皆さんご存知かと思はますが、個人事業者へ報

表1【平成30(2018)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額
	百万円	(総計に占める割合) 百万円
源泉所得税	16,180,000	16,564,998(26.6)
申告所得税	3,295,000	3,335,580(5.3)
法人税	12,296,000	12,318,027(19.7)
相続税	2,240,000	2,333,324(3.7)
消費税	17,823,000	17,680,881(28.3)
酒税	1,311,000	1,275,127(2.0)
たばこ税	874,000	861,294(1.4)
揮発油税	2,330,000	2,347,842(3.8)
石油ガス税	8,000	7,595(0.0)
航空機燃料税	52,000	52,661(0.1)
石油石炭税	709,000	701,350(1.1)
電源開発促進税	323,000	322,045(0.5)
自動車重量税	395,000	394,444(0.6)
国際観光旅客税	6,000	6,888(0.0)
関税	1,022,000	1,071,123(1.7)
とん税	10,000	10,258(0.0)
その他	-	41(0.0)
印紙収入	1,054,000	1,072,909(1.7)
小計	59,928,000	60,356,385(96.8)

※1 国税庁HPより抜粋(国税庁レポート2020(HTML)Ⅷ 資料編 https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2020/08.htm)

※2 「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理などが含まれる

報酬を支払う側が給与所得者や個人事業者の税金(源泉所得税)を差し引き、給与所得者である従業員や個人事業者の税金を前払いとして納税する制度となっています。具体的には、法人や給与を支払う個人事業者は「源泉徴収義務者」と位置づけられ、給与や個人事業者へ報酬を支払う際、給与額や報酬額を全額支払うのではなく、一定の計算式に基づいた所得税の源泉徴収税額を差し引いて支払います。そして差し引いた源泉所得税額は源泉徴収義務者が納税するという制度になっています。

前記で、個人事業者への報酬支払い時に源泉徴収義務があることを知らないケースが多いと述べました。また、税務署はこの源泉所得税について重点的にチェックするとも記載しました。国税庁発表の2018年度の税目別の税収ををご覧ください(表1参照)。

驚かれると思いますが、税収予算も税収結果も源泉所得税が消費税に次いで2番目に税収の多い税金なのです。また、源泉徴収する対象は給与に対する源泉所得税に對して、個人事業者への報酬に対する源泉所得税の割合が約8割と、個人事業者への報酬に対する源泉所得税の割合が大きいことが分かります(表2参照)。

表2【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】(平成30(2018)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税額
	千件	億円
給与所得	3,532	112,298
退職所得	—	2,360
利子所得等	35	3,449
配当所得	147	50,460
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	12	3,732
報酬料金等所得	2,847	11,983
非居住者等所得	36	7,154
合計	—	191,437

※1 国税庁HPより抜粋(国税庁レポート2020(HTML)Ⅷ 資料編 https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2020/08.htm)

※2 源泉徴収義務者数は、令和元(2019)年6月末現在の計数

※3 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれる



個人事業者への報酬がすべて源泉徴収の対象になるのかといえは、そうではありません。これが混乱または漏れてしまう原因なのですが……私もすべてが頭に入っているわけではなく、常に源泉徴収のあらましという冊子を確認しています(税務署で配布されています。また、HPで

【事務所紹介】 蛭田昭史税理士事務所、顧問先数450社、税務調査省略率100%！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCILIF(コロナ後を見据えて経営改善計画の作成も支援しています) 03-3490-3277 7 びいホームページを覗いてください！ https://www.hironaka-kai.com/

費の支払いには源泉徴収は不要です。しかし、フリランスの方にデザインを依頼した場合や個人に講演を依頼した場合、講演料を支払う際は源泉徴収が必要となるのです。個人事業者へ源泉徴収が必要か否かは内容によって決められているので常に確認が必要で、今回お伝えしたいのは、個人事業者へ報酬を支払う際は源泉徴収が必要ない場合がある旨、ご注意いただく認識をもつということです。必要な場合は源泉徴収を行います。これを知らずに行ってしまうと、税務調査の結果が大きく変わります。